

子宮頸がん予防ワクチン接種の助成制度の創設を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、平成21年10月に国内で初めて承認され、同年12月から接種が開始された。

わが国の20歳代から30歳代の女性に発症する悪性腫瘍のうち、子宮頸がんは上位を占めており、年間約1万5千人が罹患し、約3千5百人が死亡する、女性特有のがんである。

一方で、近年、子宮頸がんの発症は、そのほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因であることが明らかになっており、一生のうち、女性の8割近くがこのHPVに感染することから、適正年齢での予防ワクチン接種は、子宮頸がん罹患に対する高い予防効果を期待できる。

しかしながら、現在、予防接種の普及は十分進んでおらず、その原因の一つに、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用が、5万円前後と高額であることが挙げられる。

今後、予防ワクチン接種を普及していくためには、子宮頸がん予防ワクチンに対する正しい理解の促進とともに、接種費用に係る助成制度の創設が必要である。

子宮頸がんは、女性の生命を脅かすばかりでなく、妊娠や出産の機会までも奪うこととなり、将来の医療費削減対策や少子化対策としての側面からも、早期に予防ワクチン接種の普及を図るべきである。

本来、子宮頸がん予防ワクチン接種は、国の予防ワクチン行政に位置づけ、国の責任で統一的に等しく実施すべきものである。

よって、国において、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成制度を早期に創設することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月2日

徳島県議会議長 藤 田 豊